

「(仮称)高槻市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」について

■ 条例制定の理由

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針及び第7次一括法(平成29年法律第25号)等により、平成31年4月から、これまでは都道府県等で定めることとされていた、指定障害児通所支援に関する基準は、都道府県、指定都市及び中核市の条例で定めることとされる予定です。

このような経過により、中核市である高槻市において、指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じました。

よって、児童福祉法の規定により「(仮称)高槻市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものです。

■ 対象となる事業所

○条例で基準を定める指定障害児通所支援事業所

事業名	事業の概要	事業所数
児童発達支援	障がい児につき、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することをいう。	25
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、施設に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。	1
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与することをいう。	32
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にある障がい児であって、通所支援サービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、その他生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをいう。	1

<p>保育所等 訪問支援</p>	<p>保育所、幼稚園等の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与することをいう。</p>	<p>2</p>
----------------------	--	----------

(平成30年4月1日現在)

※多機能型は各サービスの事業所数に含む。

■ 条例制定の概要

条例の制定にあたっては、高槻市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定める特段の事情や地域性は認められないため、下記の点を除き、国の基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）をもって高槻市の基準とします。

(1) 暴力団等の排除

「高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）」の施行に伴い、市の事務及び事業から暴力団の排除を図るものとされたため、指定障害児通所支援事業者の指定の基準として指定障害児通所支援事業所の設置者が暴力団又は暴力団員等でないことを加えます。

(2) 定員の遵守

利用定員に関わらず、虐待を受けた児童の一時（緊急避難）的な保護のために、受け入れ体制をとることができるよう明文化します。

■ 施行日

平成31年4月1日（予定）